

台風等の自然災害時における臨時休業(休校)の判断基準について

(令和8年5月29日現在)
高知市校長会
高知市教育委員会

以下の判断基準は、あくまでも原則です。危険が予測される場合は、以下の判断基準にかかわらず、保護者の判断でお子様を自宅待機させたり、登校を遅らせたりするなど状況に応じた対応をお願いいたします。また、臨時休業(休校)の場合、児童生徒のみなさんは、不要不急の外出を控えてください。ただし、危険だと感じられる場合や避難が必要な場合は、避難してください。

1 本判断基準を適用する学校

高知市立小・中・義務教育学校、高知特別支援学校
(高知商業高等学校、保育所、認定こども園、私立幼稚園は、別の判断となります。)

2 気象警報に対する判断基準

(1) 台風接近時や、事前に気象庁から警戒レベル3以上の防災気象情報が発表されている場合

教育委員会から学校へ前日の午後1時までに連絡し、学校から各ご家庭にお便り等でお知らせします。併せて、教育委員会からも保護者へ、学校教育課のホームページと高知市学校家庭連絡システム(KICS)【アプリ名：すぐーる】でお知らせします。

(2) 上の(1)以外の突発的な悪天候の場合

① 午前6時の時点で、高知市に、「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」のいずれか1つでも発表されている場合は、臨時休業(休校)とします。

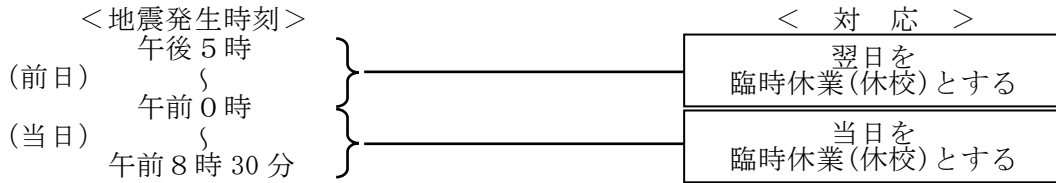
※ 特別警報のうち「暴風」「暴風雪」「大雪」及び警戒レベル5相当にあたる「レベル5大雨特別警報」「レベル5土砂災害特別警報」を臨時休業(休校)の対象とします。

② これら以外の場合でも、臨時休業(休校)になる可能性があります。その場合は、高知市教育委員会 学校教育課のホームページと高知市学校家庭連絡システム(KICS)【アプリ名：すぐーる】でお知らせします。

(高知市教育委員会 学校教育課のホームページは、「高知市教育委員会 学校教育課」で検索してください。)

3 一定震度以上の地震の発生に対する判断基準

(1) 高知市に「震度5弱」以上の地震が発生した場合は、臨時休業(休校)とします。



(2) 午前6時の時点で、高知市に、「大津波警報」「津波警報」のいずれかが発表されている場合は、臨時休業(休校)とします。

(3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時は、1週間を基本として臨時休業(休校)とします。

(4) これら以外の場合でも、臨時休業(休校)になる可能性があります。その場合は、高知市教育委員会 学校教育課のホームページと高知市学校家庭連絡システム(KICS)【アプリ名：すぐーる】でお知らせします。
(高知市教育委員会 学校教育課のホームページは、「高知市教育委員会 学校教育課」で検索してください。)

4 留意事項

その日をいったん臨時休業(休校)と判断した場合は、その後、天候等が回復したとしても、その日は終日、臨時休業(休校)とします。

5 給食について

(1) 『『2 気象警報に対する判断基準』の(1)』の場合、針木・長浜学校給食センター受配校(中学校13校)については、臨時休業(休校)にならなかった場合でも当日の給食はありませんが、これらの中学校13校には、ゆかりごはんを提供します。

(2) 『『2 気象警報に対する判断基準』の(2)』など、突発的な事情で臨時休業(休校)となった場合、既に食材の手配がされているため、給食を止めることができません。配送されている食材は別途使用するなど努力いたしますが、給食費は保護者負担となります。